

## ご議論頂きたいポイント

項目	論点	事前ヒアリングにおけるご意見
総論	成果物の内容は、どのような大項目に整理すべきか。グリーンボンド原則では、「調達資金の使途」「プロジェクトの評価及び選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポーティング」「外部機関によるレビュー」といった大項目が掲げられているが、このような整理に倣うことでよいか。	
	ガイドライン(仮)の「前書き」に当たる部分には、どのような情報を盛り込むべきか。(例えば、資料1～資料3にてご議論頂いた、成果物の「目的」や「基本的な考え方」「期待される効果」等を盛り込むことが想定されるが、他に記載すべき事項として、どのようなものがあるか。)	
調達資金の使途	グリーンボンドによる調達資金を投資するのに適切なプロジェクトとは、どのような性質(例えば、温室効果ガス排出削減量などの環境改善効果が可能な限り定量的に説明できることなど)を有するプロジェクトか。 【参考:資料①、⑦】	
	グリーンボンド原則には、調達資金を投資するのに適切なプロジェクトとして、「再生可能エネルギー」「省エネルギー」などが例示されている(ただし、例示であって、これらに限定されているわけではない。)。これらの例示されたプロジェクトは、我が国においても、グリーンボンドによる調達資金を投資するのに適切なプロジェクトといえるか。 【参考:資料①】	●「日本の投資家は、グリーンボンドの①資金の使途について関心が強い。また、②プロジェクトの評価・選定プロセスや③調達資金の管理に係る認証/保証より、④レポーティングが適切に実施されていることを重視している。」(発行体)
	グリーンボンド原則では、調達資金の全部又は一部がリファイナンス(すでに資金の投資がなされ進行中のプロジェクトの資金調達に係る融資等の借換)に用いられる可能性がある場合、発行体は、リファイナンスの用途に充てられる調達資金のシェアの見積もりを提示し、適当であれば、どの案件がリファイナンスされるのかを明確にすることが推奨(recommend)されている。同様の場合における対処方針について、どのように考えるか。 【参考:資料⑥、⑦】	
	その他、調達資金の使途について、議論してガイドラインに掲載することが望ましいポイントはありますか。	
プロジェクトの評価及び選定のプロセス	グリーンボンド原則においては、グリーンボンド発行体は、「調達資金の使途となるプロジェクトが、グリーンボンド原則において掲げられた適切なグリーンプロジェクトのカテゴリのどれに該当するのかを判断するためのプロセス」「関連する適切性評価のためのクライテリア」「そのグリーンボンドによる調達資金により達成しようとしている環境持続可能性の観点からの目的」を明確にすべき(should)であるとされている。この点については、我が国においても適切といえるか。 【参考:資料②】	
	「あるプロジェクトがグリーンボンドによる調達資金の投資対象として適切かどうか」を判断するためのクライテリアの例として、どのようなものが考えられるか。 【参考:資料②】	●「海外投資家を対象としていたため、グリーンプロジェクトのクライテリアに関しては、グリーンボンド原則やMSCIグリーンボンドインデックス等の国際基準を参考にした。」(発行体) ●「グリーンプロジェクトのクライテリアについては、社内の環境部と一緒に検討を進めていく予定である。」(発行体) ●「特定の事業分野を充た対象とすることを嫌う投資家もいる。このような意見を踏まえ、充た対象とするプロジェクトの調整が行われることがある。」(発行体) ●「海外の赤道原則(EP)の署名機関の場合はEPの基準でネガティブスクリーニングするところがあるが、その対象プロジェクトの多くは途上国で実施されるものであると認識している。」(発行体)
	「あるプロジェクトがグリーンボンドによる調達資金の投資対象として適切かどうか」をクライテリアに基づき判断するための社内体制(クライテリアに基づき一次的な判断を行う部署、あるいは、その判断をオーソライズする機関など)について、留意するポイントは何か。 【参考:資料②】	●「グリーンプロジェクトの評価・選定は、グリーンボンドを統括している部署がクライテリアに基づき行ったため、特に社内の環境部とのやり取りはなかった。」(発行体)
	プロジェクトの評価及び選定のプロセスに関する透明性について、どの程度確保することが望ましいか。(透明性を確保する措置としては、例えば、投資家への説明、一般的な情報開示、外部機関によるレビューの取得(及びその結果の情報開示)などが考えられる。なお、グリーンボンド原則では、外部機関によるレビューの取得が推奨(recommend)されている。) 【参考:資料②、⑤】	●「グリーンプロジェクトのクライテリアについては外部機関からコンサルティングを受けたが、グリーンボンド原則ではプロジェクトの評価・選定プロセスに係る認証は「推奨」であり必須ではないため実施しなかった。」(発行体) ●「プロジェクト選定枠組みの外部評価を専門機関にお願いしている。その選定枠組みを使用した債券を発行する場合には、発行のたびに評価を受けなくてよいということにしている。この外部評価は、プロジェクト選定枠組み自体が適正かを見ているもので、実際にその通りにプロジェクトの選定が行われているかを確認しているわけではない。」(発行体)
	その他、プロジェクトの評価及び選定のプロセスについて、議論してガイドラインに掲載することが望ましいポイントはありますか。	

## ご議論頂きたいポイント

調達資金の管理	<p>グリーンボンド原則では、調達資金の管理方法として、【サブ・アカウントでの管理】、【サブ・ポートフォリオでの管理】、又は、【その他の適切な方法での追跡】が挙げられている。この点について、グリーンボンドへの投資の効果が投資家にしっかりと説明できるようにするため、調達資金の管理方法はどのような性質を備えることが重要と考えられるか。</p> <p>【参考：資料③、⑥】</p>	
	<p>上記を踏まえ、発行体のコスト及び事務的負担の軽減につながり、かつ、投資家にも納得感があるような「その他の適切な方法」として、どのような方法が考えられるか。（例えば、「グリーンプロジェクトに充当される資金の中には、グリーンボンドで調達した資金が全て含まれることを、何らかの方法で担保する」、という対応はどうか。）</p> <p>【参考：資料③、⑥】</p>	
	<p>グリーンボンドによる調達資金の望ましい管理方法について、発行体の業務内容等によって違いはあるか。（例えば、①専ら再生可能エネルギー事業のみを行うために設立されたSPC、②金融機関などプロジェクトの直接的な実施主体ではない企業、③地方自治体、など）</p> <p>【参考：資料③】</p>	<p>●「グリーンボンド用のサブ・ポートフォリオである『グリーン・ポートフォリオ』を作成している。一時的な運用先については公表していない。未充当資金の一時的な運用先の運用方針について公表している発行体もあるが、そこまで投資家等に要求されることは特になかった。」（発行体）</p>
	<p>グリーンボンドによる調達資金を行った後、発行前に想定していたグリーンプロジェクトが頓挫したり、適切なグリーンプロジェクトを組成できないことにより、調達資金を適切なグリーンプロジェクトに投資できなくなってしまった場合、発行体としてどのような対応をとることが望ましいか。</p> <p>【参考：資料③】</p>	<p>●「海外の投資家は、調達資金の管理がグリーンボンド原則等の国際基準に準じていることを要求している。国内の投資家は、調達資金の管理について特に重視しているとは言えない。」（発行体）</p> <p>●「用途が確定していない資金や、当初目的に使用されない場合はどうするかを目録見書に記載することとしている。」（発行体）</p>
	<p>グリーンボンド原則では、グリーンボンドによる調達資金のうち、（投資対象プロジェクトが決定しているもののキャピタルコール前であったり、適切なグリーンプロジェクトを組成できないことにより）グリーンプロジェクトに投資されていない資金について、想定している一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである（should）としているが、この点についてどのように考えるか。</p> <p>【参考：資料③】</p>	
	<p>調達資金の管理方法に関する透明性について、どの程度確保することが望ましいか。（透明性を確保する措置としては、例えば、投資家への説明、一般的情報開示、外部機関によるレビューの取得（及びその結果の情報開示）などが考えられる。なお、グリーンボンド原則では、外部機関によるレビューの取得が推奨（recommend）されている。）</p> <p>【参考：資料③、⑤】</p>	
	<p>その他、調達資金の管理方法について、議論してガイドラインに掲載することが望ましいポイントはありますか。</p>	
レポートイング	<p>グリーンボンド原則では、発行体は、グリーンボンドによる調達資金に関する、すぐに利用可能な最新の情報（資金が充当されるプロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当額、想定される環境改善効果を含む）について、「full allocation」までは一年に一回（その後も必要に応じて）更新しつづけるべき（should）であるとされている。レポートイングにおけるこれらの具体的な項目については、我が国でも妥当といえるか。</p> <p>【参考：資料④】</p>	<p>●「年1回、ウェブ上でグリーンプロジェクトの内訳、環境改善効果、保証報告書について情報公開する予定であるが、守秘義務の関係で、個別案件については開示しない予定である。」（発行体）</p> <p>●「年1回、ウェブ上でアセットの残高、充当割合の他、一部のプロジェクトをケーススタディとして開示している。環境改善効果は開示していない。投資家によっても、環境改善効果の情報まで求める人もいれば、そうでない人もいる。」（発行体）</p> <p>●「年1回、専門機関が温室効果ガス排出削減に係る評価・測定を実施する予定である。また、この結果については投資家に向けて、年1回、情報公開を行う予定である。なお、環境改善効果の評価・測定に係る業務は全て専門機関にお願いしているため、社内における追加的作業は発生していない。」（発行体）</p>
	<p>レポートイングの具体的な方法としては、どのようなものが考えられるか（投資家のみへの開示、ウェブサイト等による一般的情報開示など）</p> <p>【参考：資料④】</p>	
	<p>グリーンボンド原則では、資金の充当対象となるグリーンプロジェクトにより想定される環境改善効果について、①定性的なパフォーマンス・インディケーターの活用、並びに、②可能な限り、定量的なパフォーマンス指標（例えば、発電容量、温室効果ガス排出削減量/回避量、クリーンな電力へのアクセスが供給された受益者数等）の定量化において用いられる主な方法論や前提条件、の活用が推奨（recommend）されている。「定性的なパフォーマンス・インディケーター」では、どのような事項が説明されることが望ましいか。また、プロジェクトの事業区分に応じたような「定量的なパフォーマンス指標」が使用されることが望ましいか。</p> <p>【参考：資料④】</p>	
	<p>GHG排出量削減等を「定量的なパフォーマンス指標」として使用する場合、どのような前提条件や算定方法を参考とすることが適切か。</p> <p>【参考：資料④、⑦】</p>	

## ご議論頂きたいポイント

	<p>グリーンボンド原則では、守秘義務等の関係で提供できる情報が限定される場合には、情報をまとめた形で提供する(例えば、プロジェクトの事業区分毎に資金を充当した割合を示す等)ことが推奨(recommend)されているが、具体的にはどのような方法が考えられるか。</p> <p>【参考: 資料④、⑦】</p>	
	<p>その他、レポートングについて、議論してガイドラインに掲載することが望ましいポイントはありますか。</p>	
外部機関によるレビュー	<p>グリーンボンド原則では、その中で掲げられた主要な4つの基準への適合性を確認するために、外部機関によるレビューを活用することを推奨(recommend)している。このようなレビューを付与する機関としては、どういった主体が考えられるか。また、レビューの第三者性は、どの程度確保する必要があるか。</p> <p>【参考: 資料⑤、⑥、⑦】</p>	<p>●「グリーンプロジェクトのクライテリアについては専門機関からコンサルティングを受けた。プロジェクトの評価・選定プロセスについては、セカンドオピニオンや認証は取得しなかった。また、海外投資家から、認証の付与を要求されることもなかった。」(発行体)</p>
	<p>外部機関によるレビューの名称、評価する項目、評価基準には様々なものがある。発行体の利便性や投資家へのわかりやすさを確保していくため、これらについてどのような配慮をすることが望ましいか。(例えば、レビューを行う機関が、評価項目や評価基準を明示することなど)</p> <p>【参考: 資料⑤、⑥】</p>	<p>●「現状、レビューの質には非常にばらつきがあるため、それが付与されているかどうかは、インデックスに含めるかどうかの基準とはしていない。」(中間主体)</p> <p>●「グリーンボンド原則の解釈や、レビューの基準が、レビュー機関によって異なっている。「発行体の企業としての環境経営度」を評価基準に含めているレビュー機関もある。」(中間主体)</p>
	<p>その他、外部機関によるレビューについて、議論してガイドラインに掲載することが望ましいポイントはありますか。</p>	